

一般社団法人日本地球化学会
名誉会員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の名誉会員の選出に関する事項を定めることを目的とする。

(名誉会員推薦委員会)

第2条 名誉会員推薦委員会は、会長または副会長経験者若干名、理事若干名および副会長から構成される。

2 名誉会員推薦委員は、理事会の承認によって選出される。

3 副会長のうち1名は、名誉会員推薦委員長となる。

(名誉会員)

第3条 名誉会員推薦委員会は、名誉会員候補者を選出する。

2 名誉会員候補者は、理事会の決議を経て、名誉会員となる。

(定員)

第4条 名誉会員は、原則として10名を超えない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。